

相談支援体制の充実・強化の取組実績について

令和 7 年 3 月 2 6 日
令和 6 年 度 第 3 回
障害者地域自立支援協議会
資料 2-2

番号	取組項目	取組内容 (太字下線部は前回協議会からの変更点)
1	他分野との連携強化に向けての取組	・精神障害に関する普及啓発に向けて、教育分野との連携方法の<u>参考とするため、NPO法人ミューが行っている「市民こころの健康支援事業」のインタビューを行い、精神保健福祉部会にて取組について講演を実施した。</u> ・精神科病院のスタッフへピアサポーター活動の有効性を伝える取組と、精神科病院のスタッフとの合同事例勉強会を実施した。 ・養護教諭連絡会に出席し、思春期世代の児童生徒向けの精神保健講座を実施できることを広報した。 ・社会福祉協議会、地域包括支援センター及び基幹相談支援センターで連携会議を<u>開催し、8050世帯への支援についての現状や課題などについて共有し、今後どのような連携ができると良いかを話し合った。</u> ・<u>子ども家庭支援センター、基幹相談支援センター、障害福祉課で三者打合せを実施し、要保護・要支援家庭への支援における連携に関する課題や今後の連携の在り方等について意見交換を行った。</u>
2	主任相談支援専門員連絡会	・月 1 回開催し、相談支援事業所連絡会の課題の検討をするとともに、地域課題の解決に向けた協議を行っている。<u>主任相談支援専門員が地域の相談支援体制において中核的な役割として、実施した内容は別紙資料 2-3 を参照。</u>
3	相談支援体制検討プロジェクトチーム	・これまでの会議の結果、相談支援事業所によって状況が異なることから、総括的な取組は難しいとの判断に至った。市と個々の相談支援事業所での協議へ移行し、<u>複数の事業所で令和 7 年度からの人員体制の強化を実施する予定となった。</u>
4	協働型機能強化相談支援体制プロジェクトチーム	・安定的かつ継続的に運営するには核となる事業所があることが望ましいことや所属する相談支援専門員全員が定例会議に必ず出席しなければならないこと等、課題があり、現在は活動を休止している。
5	相談支援事業所連絡会での新規利用者の受入れ	・新規で計画相談を希望する方が、契約する相談支援事業所が見つからなかった場合に、希望者が円滑に事業所につながれるように、相談支援事業所連絡会で対応可能な事業所が無いか確認する取組を新たに実施している。<u>令和 6 年度は新規で計画相談を希望する方（上記の取組外の方も含む）のうち 97.9%（2 月末時点）が相談支援事業所と契約することができた。</u>
6	地域移行に向けた取組	・これまでの地域移行等支援連絡会における精神科病院からの地域移行に関する取組に加え、施設入所者の地域移行に関する具体的なニーズを把握するための調査の実施に向けた検討を相談支援部会<u>及び相談支援事業所連絡会</u>で実施した。